

全国一斉「女性の人権ホットライン」電話相談開設

法務省の人権擁護機関では、女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的に、令和5年11月15日（水）から同月21日（火）までの1週間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間としました。

強化週間中は、法務局職員又は人権擁護委員が、女性に対する配偶者・パートナー等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な相談について、時間を拡大して電話で対応します。

相談は秘密厳守となりますので、どうぞ安心して御相談ください。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

日 時 令和5年11月15日（水）から同月21日（火）まで
時 間 午前8時30分から午後7時まで
（土・日は、午前10時から午後5時まで）
実施機関 宇都宮地方法務局 栃木県人権擁護委員連合会

電話番号 (ナビダイヤル)

0570-070-810

(ぜろななぜろ の はーとらいん)